

市川市斎場整備運営等事業 実施方針等に関する質疑回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
1	実施方針	1	1				用語の定義	「本事業においては、SPCは契約者になることができない」との記載がありますが、本事業では、SPCの設立は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施方針	1	1				用語の定義	下請企業の定義として、「維持管理企業もしくは火葬炉運転企業は下請企業としての参加を可とし、参加表明書において明記する」とありますが、その他の下請企業は明記の必要はない、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施方針	2	1				用語の定義	維持管理企業もしくは火葬炉運転企業以外の下請企業は、参加表明書に明記する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	実施方針	2	1				用語の定義	本事業における「下請企業」とは主たる業務を請け負う維持管理企業もしくは火葬炉運転企業が構成企業ではない形で参加する場合のこのみを指しており、建設企業における「下請業者」や維持管理・運営業務等において一部業務を委託する「第三者」は本事業における「下請企業」の定義には当てはまらないとの理解でよろしいでしょうか。 上記質問で当てはまらないとの回答だった場合、「下請業者」や「第三者」は参加表明書へ明記する必要がなく、また、必ずしも資格要件を全て満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に規定する「下請企業」は、事業者と請負契約を締結する企業（1次下請企業）を指しています。1次下請企業のうち参加表明書に明記する企業については、参加資格要件を満たす必要があります。なお、1次下請企業からの一部業務委託先（2次下請企業）及び参加表明書に明記しない1次下請企業については、参加資格要件を満たす必要がなく、参加表明書へ明記する必要もありません。
5	実施方針	2	1				用語の定義	事業者とは、基本契約の締結者となるDBO代表企業及び各事業者のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	市川市と事業契約を締結し、本事業を実施する者のことです。
6	実施方針	6	2	9			事業の対象となる業務範囲	1)設計業務には 工事着工後の設計意図伝達業務も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	包括発注のため不要と考えます。
7	実施方針	6	2	9			事業の対象となる業務範囲	売店の運営は現在の事業者が実施するとのことですが、撤退した場合は指定管理者が自主事業として運営するものと理解しました。参考までに、現在の賃料をご教示ください。また、貴市は事業所税課税対象都市ですが、本件は事業所税課税の対象と考えるべきでしょうか。	撤退した場合の売店運営は指定管理者が行うものとし、この場合、売店運営は自主事業扱いとします（指定管理料とは別に指定管理者が経費を負担し、収益は指定管理者に帰属します）。なお、現在の賃料につきましては、現在の売店事業者の立場にも配慮し、回答を控えさせていただきます。 また、指定管理者は事業所税の課税対象となりません。
8	実施方針	6	2	9			事業の対象となる業務範囲	売店運営事業者が売店の運営を行わなくなったときは、事業者が売店運営（自主事業）を行う、とありますが、一定の設備投資を伴うことも想定されます。残り事業期間が少ない時期に運営を終了された場合など、そこから自主事業にて実施することは採算性の点からも実施が難しいことも想定されます。売店運営の実施については貴市と協議のうえで決定することへの変更をご検討ください。	現在の売店運営事業者が運営を終了した際は、必ず実施するものとします。
9	実施方針	7	2	9			事業の対象となる業務範囲	「ただし、売店運営事業が売店の運営を行わなくなったときは、事業者が売店運営（自主事業）を行う」とありますが、自主事業の意味についてお教えてください。	自主事業は指定管理料とは別に指定管理者が経費を負担し行う事業を指します。自主事業により発生した収益は、指定管理者に帰属します。
10	実施方針	7	2	9			事業の対象となる業務範囲	「ただし、売店運営事業が売店の運営を行わなくなったときは、事業者が売店運営（自主事業）を行う」とありますが、売店運営事業が売店の運営を行わなくなる時期が不明です。引継ぎ後の売店の運営費は入札価格に含まず、売店の存続等を含め事業者任せ（自主事業）と考えてよろしいでしょうか。	現在の売店運営事業者が売店の運営を終了する時期は、売店運営事業者の意向次第であり、指定管理期間中に指定管理者が売店運営を行わないことも考えられます。このため、売店の運営費は提案価格に含める必要はありません。 なお、売店の管理運営については自主事業扱い（No.7参照）とし、現在の売店運営事業者が運営を終了した際は、必ず実施するものとします。
11	実施方針	7	2	1)	10	①	事業者の収入	前払金については、出来高に関係なく、限度額の範囲内で支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	実施方針	7	2	1)	10	①	事業者の収入	前払金は、第三者（保証会社）の保証が必要かと思いますが、その保証料は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	保証料も提案価格に含めてください。
13	実施方針	7	2	1)	10	②	事業者の収入	施設整備に係る中間前払金が請求できる時期はどの時期または段階を想定されているかご教示ください。	(1)工期の2分の1を経過していること。 (2)工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事の作業が行われていること。 (3)既に行われた工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 中間前払金を請求するには、上記の条件を満たす必要があります。時期は令和9年度を想定しています。
14	実施方針	7	2	1)	10	③	事業者の収入	アスベスト調査にて、アスベスト含有建材等の使用が認められた場合、施設整備者はアスベスト除去業務を行う、とありますが、除去に係る費用は市にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施方針	7	2	1)	10	③	事業者の収入	「解体業務のアスベスト調査にて、アスベスト含有建材等の使用が認められた場合、施設整備者はアスベスト除去業務を行うものとする」と記載がありますが、アスベスト除去業務が発生した場合、追加工事とみなし、アスベスト除去業務費用を貴市に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答
16	実施方針	12	3	2				募集及び選定の手順	募集要項等に関する質問(第2回)に対する回答・公表が令和6年1月、提案書類の受付が令和6年2月となっております。回答・公表から提案書類の受付の期間を3か月以上とっていただけませんか。1月後半は提案書の大部分ができており、積算も概ね完了した状態であることが想定されます。1月後半で質疑回答による大きな変更を反映することは困難です。DBOの入札価格の算定には1か月以上の積算期間がかかり、さらに関係諸会社での決済などに時間がかかります。ご検討のほどお願いいたします。	要望として承ります。
17	実施方針	12	3	2				募集及び選定の手順	実施方針が公表されてから提案提出まで5ヶ月程度、公募の開始からは3~4ヶ月程度しか見込まれておりません。特に工事費積算の適正な必要時間が取れないように見受けられますので、提案提出の受付期間を延ばしていただきたくお願いいたします。	要望として承ります。
18	実施方針	12	3	2				募集及び選定の手順	提案書提出後に、プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定はございますか。	予定しております。
19	実施方針	12	3	2	1)			募集及び選定の手順	公募の開始から提案書類の受付まで3ヶ月程度しか見込まれておりません。これでは工事費の積算をするために必要な時間が確保できないため、提案書類の受付期間を延ばしていただけないでしょうか。	要望として承ります。
20	実施方針	12	3	2	1)			募集及び選定の手順	⑮提案書類の受付が令和6年2月、⑯優先交渉権者の決定及び公表が令和6年5月と記載がありますが、提出した提案書に対するヒアリング等については、何月頃を予定されておりますでしょうか。ご教示ください。	4月頃を想定しています。
21	実施方針	14	3	3				参加資格要件	下請企業を含めて次の参加要件を全て満たすものとする、とありますが、全ての下請企業についての要件としては過剰であると思料します。用語の定義に記載されている「維持管理企業、火葬炉運転企業」を下請企業として参加させる場合についての記載、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	実施方針	15	3	3	1)			応募者の構成等	下請企業として参加する維持管理企業もしくは火葬炉運転企業は他の応募者の下請企業になることが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	実施方針	18	3	3	2)	④	ア	応募者等の参加資格要件	「設計企業は単独企業とし」と記載がありますが、地元設計企業を加えた設計JVとすることは不可と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	実施方針	18	3	3	2)	④	イ	建設企業の要件	建設企業の構成は、単独企業又は市内企業との2社JVとありますが、どちらの構成であっても評価は同等との理解でよろしいでしょうか。もちろん市内企業への発注額において差が生じた場合は評価に差が出るものと理解しておりますが、構成だけを持ってして評価に差は付かないとの理解でよろしいでしょうか。	評価の内容については、現在検討中です。
25	実施方針	19	3	3	2)	④	オ	各業務を担う者の要件	指定管理者の要件について、「運営企業は下請企業にはできない」という理解でよろしいでしょうか。また、運営企業及び維持管理企業は(ア)の要件、火葬炉運転企業は(イ)の要件をそれぞれ満たしている必要がある、との理解でよろしいでしょうか。	運営企業は下請企業にはできません。また、指定管理者と下請企業の中で、実施方針P20に記載する(ア)(イ)の要件を満たしていれば構いません。
26	実施方針	20	3	3	2)	④	オ	指定管理者の要件	「運営企業及び火葬炉(運転)企業は単独企業であること、維持管理企業は単独又は2社とする」とありますが、指定管理者の要件を満たしていれば維持管理・運営業務の業務分担については各企業間で柔軟に行ってもよいとの理解でよろしいでしょうか。(例:火葬炉運転企業が維持管理業務の一部である火葬炉保守管理業務を行う、維持管理企業が運営業務の一部である予約受付業務を行う等)	ご認識のとおりです。
27	実施方針	16	3	3	2)	④	コ	発注支援業務に関与している者等の参加制限	発注支援業務に関与している者等は、代表企業及び構成企業になることはできないとありますが、アドバイザー等を含む下請企業になることも制限すべきと考えます。	ご指摘を踏まえて検討します。
28	実施方針	20	3	3	2)			地域経済への貢献	「市川市に本社(店)を置く企業への発注金額等による地域経済への貢献については、提案審査における評価項目とすることを想定する」とありますが、これは純粋に市内企業への発注額を地域経済への貢献として評価するということで、発注額が同額であれば発注先の市内企業が構成企業であろうが下請企業であろうが一部業務の委託先であろうが同じ評価を受けるとの理解でよろしいでしょうか。	評価の内容については、現在検討中です。
29	実施方針	22	3	5	2)			優先交渉権者決定後の手続き	「見積合せの中に仕様及び予定価格を定めるものとする。」と記載がありますが、公募開始時には、予定価格が公表されないと考えてよろしいでしょうか。	予定価格の公表は行いませんが、公告時に上限価格をお示しします。
30	実施方針	22	3	5	2)			見積合せ	「協議の結果、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではない」とありますが、提案で評価された内容が採用されない可能性もあることから、提案審査の基準が明確になる対策をお示しいただけますでしょうか。	審査の視点を記載した事業者選定基準を、公告時にお示しします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
31	実施方針	22	3	5	2)		見積合せ	優先交渉権者と仕様の協議により訂正・追加・削除を行い、仕様及び予定価格を定めるものとする、とありますが、予定価格は予め公表されない、との理解でよろしいでしょうか。その場合、価格点の審査等はどのように想定されているのかお示しください。	予定価格の公表は行いませんが、公告時に上限価格をお示します。また、審査の視点を記載した事業者選定基準を、公告時にお示します。
32	実施方針	22	3	5	2) 4)		見積合せ、見積価格	優先交渉権者の特定後に仕様の協議により訂正・追加・削除を行い、仕様書及び予定価格を定めるものとする、とあり、また、見積合わせにおける見積価格は、提案書類に記載した見積価格以内の額とすることとあります。仕様の訂正・追加は価格が上がることに繋がる事項は無いものとの認識でよろしいでしょうか。	実施方針に示すとおり、提案書類に記載された見積価格以内の額で仕様を調整いたします。ただし、市から新たな要求水準の追加があった場合に限り、予定価格の範囲内で見積価格を増額することを可とします。
33	実施方針	24	4	4			モニタリングの実施	「モニタリングのための会場借り上げ料は指定管理者が負担する」とありますが、施設内の諸室を利用させていただく場合も発生しますでしょうか、発生する場合の費用算出方法を教えてください。	施設内の諸室を利用する場合は発生しません。
34	実施方針	25	5	1			敷地面積	敷地面積は約19,770㎡との記載がありますが、資料1測量図では19,534.47㎡との記載があります。測量図記載の面積を正とすることによろしいでしょうか。	測量図に記載のある宅地19,534.47㎡に公衆用道路988.73㎡を加えた20,523.2㎡が敷地面積となります。このため、実施方針及び要求水準書に記載した敷地面積の内容は修正いたします。
35	実施方針	33	別紙1				事業スキーム図(案)	示されている図より、「施設整備者」「指定管理者」としてそれぞれ貴市と請負契約を結ぶという理解でよろしいでしょうか。	施設整備者と設計・建設工事請負契約を、指定管理者と指定管理者基本協定をそれぞれ締結します。
36	実施方針	37	別紙2				施設損傷リスク	第三者等の責による～に「100万円を超えない金額の損傷」が事業者負担に○がついています。通常、事業者の責によらない損傷は発注者様にてご負担いただくのが通常だと考えます。よって、金額に係わらず貴市にてご負担をお願いしたいと思います。	100万円までの損傷は事業者負担となります。
37	実施方針	37	別紙2				リスク分担表	燃料費・光熱水費について、昨今の著しく金額が変動している状況において、リスクを見込んだ積算となる可能性が高く、結果的に事業費が増加することが懸念されます。そのため、全て実費精算にて対応するよう変更することをご検討ください。	「物価変動リスク」の項目にて、スライド条項を適用することを想定しております。
38	要求水準書(案)	13	1	6	6)		敷地東側の崖への対応	「令和6年度に予定する千葉県調査結果によってレッドゾーンの指定を受けた場合の対応については、市と協議する」とありますが、本事業提案時は待ち受け擁壁等は必要なく、調査後に協議すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
39	要求水準書(案)	13	1	6	6)		敷地東側の崖への対応	R6度の調査により土砂災害特別計画区域(レッドゾーン)に指定された場合は、協議することと記載されていますが、事業スケジュール、事業費など全体的な変更は可能と考えるとよろしいでしょうか。	内容により、変更可能と考えますが、費用、工期を最小限に抑えた方法を協議したく存じます。
40	要求水準書(案)	13	1	6	6)		敷地東側の崖への対応	R6度の調査により土砂災害特別計画区域(レッドゾーン)の指定がない限り、計画は崖への配慮は不要と考えるとよろしいでしょうか。また、崖地に接する立地条件に対して、何らかの配慮・提案をすることは評価の対象となりますでしょうか。	崖への配慮は不要です。事業者選定基準については検討中のため、公告時に示します。
41	要求水準書(案)	14	2	1	1)		新斎場の諸室概要	待合室、遺族控室の室数をお教えてください。待合室が最大12室とのことですが、12室以下であれば要求水準を満たすと考えるとよろしいでしょうか。またその他の室の室数は事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	可動間仕切り等を活用して、12室となるように計画してください。例えば、会葬者が多い葬儀のときは、可動間仕切りを開けて2室を1室として使用できるようにするものです。なお、可動間仕切りの設置箇所や数は提案に委ねます。その他の室の数は、要求水準書(案)に記載のあるものは、要求水準書に準ずるものとし、要求水準書に記載のないものは、事業者の提案に委ねます。
42	要求水準書(案)	14	2	1	1)		新斎場の諸室概要	管理ゾーンと式場ゾーンにそれぞれ事務室がありますが、運営に問題なければまとめて1室としてよろしいでしょうか。2室必要な場合はその理由をお教えてください。	運営に問題ないことを前提とし、1室として差支えありません。
43	要求水準書(案)	14	2	1	1)		売店コーナー	売店で販売される物品、必要な諸設備についてお教えてください。	現状は飲み物・アルコール類・お菓子・ネクタイ等の雑貨などを販売し、飲料を保管・陳列する冷蔵ケースも備えております。
44	要求水準書(案)	14	2	1	1)		施設要件	駐車場台数について、市職員用のスペースは不要との理解でよろしいですか。	指定管理開始前は市が仮設斎場の運営も行うことから、斎場に勤務する市職員の駐車スペース(12～16台)も考慮してください。なお、指定管理開始後は、市職員用のスペースは不要です。
45	要求水準書(案)	14	2	1	1)		施設要件	新斎場の諸室概要 火葬・待合棟の諸室として、宗教者控室の必要性については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	控室は、遺族控室、宗教者控室、一般控室をそれぞれ設置して頂く必要があります。なお、部屋数については事業者の提案に委ねるものとします。
46	要求水準書(案)	14	2	1	2)		葬送の流れ	現市川市斎場の1葬家の平均会葬者数をコロナ前、コロナ後でお教えてください。	会葬者数は把握しておりません。
47	要求水準書(案)	14	2	1	2)		葬送の流れ	現市川市斎場の1葬家の会葬者数の分布をお教えてください。(EX、1か月のうち1～10人が何組、10～20人が何組、20～30人が何組、30～40人が何組。50人以上が何組)	会葬者数は把握しておりません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
48	要求水準書(案)	15	2	1	2)		葬送の流れ	「遺体安置→納棺」について、〈一般〉〈直葬〉とも、式場で行うと考えてよろしいでしょうか。納棺のためのスペースが別途必要でしょうか。	葬祭事業者が行う一般的な葬儀の場合、葬祭事業者が式場で納棺を行うこともあれば、予め納棺した遺体を式場に持ち込むこともあります。いずれにしても「遺体安置」「納棺」とも式場で行うものとなります。 葬祭事業者が行う直葬の場合、火葬当日に納棺した遺体が持ち込まれることから、「遺体安置→納棺」の工程が不要となります。 市民葬の場合、直葬であっても遺体は火葬前日までに斎場へ持ち込むこととしております。遺体は納棺された状態で持ち込まれることもありますが、斎場で納棺を行う際は、霊安室で実施します。なお、市民葬において持ち込まれた遺体は、霊安室に安置することとなります。式場利用を伴う場合は、霊安室に安置している遺体を式場へ運搬します。
49	要求水準書(案)	15	2	1	3)	①	新斎場建設予定地の敷地条件	都市施設：火葬場とありますが、建築基準法の用途も都市計画法と同様に火葬場と考えてよろしいでしょうか。	建築物の用途は、原則として、火葬・待合棟が火葬場、式場棟が集会場としますが、最終判断は建築主事によります。
50	要求水準書(案)	15	2	1	3)	③	地質調査	「ボーリングデータの不足する部分については、必要な追加調査を行うこと。」とありますが追加のボーリングは事業者決定後しかできません。本提案は「資料4 市川市斎場土質柱状図(昭和52年、昭和63年)」に基づき行い、追加のボーリング結果との際は清算すると考えてよろしいでしょうか。	「資料4 市川市斎場土質柱状図(昭和52年、昭和63年)」に基づき、ご提案ください。追加調査が必要であればご提案頂き、追加調査費は提案の価格に含めてください。
51	要求水準書(案)	16	2	1	4)		インフラ条件	都市ガスが低圧と中圧で地区に供給されているが、この供給の保持は必要でしょうか。ご教示願います。	供給の保持は必要です。
52	要求水準書(案)	17	2	2			基本方針1	基本方針1に、「敷地内の緑や水路を魅力ある空間として再生」とありますが、 ・敷地内の水路は既存をそのまま利用することも可能と考えてよろしいでしょうか。 ・既存樹木の樹種が分かる資料をご提示ください。 ・既存樹木は全て健全で、工事にあたり伐採すべき樹木はないという想定でよろしいでしょうか。	・敷地内の水路は既存をそのまま利用しても差支えありません。 ・樹種に関する資料は公告時にお示しします。 ・既存樹木の状態については把握しておりません。また、新斎場建設予定地に生えている樹木については、少なくとも伐採の必要があるものと考えます。
53	要求水準書(案)	18	2	3	2)	工	外構計画	水路に架かる新設の橋とは歩行者用の橋と考えてよろしいでしょうか。	歩行者と車椅子利用者と考えます。
54	要求水準書(案)	22					諸室整備計画	火葬ゾーンの告別収骨室の計画概要には「火葬集中日においても、他の会葬者と従事者の動線が交錯しないこと」と記載がありますが、「火葬集中日においても、他の会葬者や従事者の動線と極力交錯しないこと」と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
55	要求水準書(案)	23	2	5	3)		従事者給湯室	従事者給湯室は休憩室の中に設けることは可能でしょうか。また管理ゾーンの給湯室を統合して設けることは可能ですか。DBO方式のため運営管理の効率化のため統合したいと思います。	事業者の提案に委ねるものとします。
56	要求水準書(案)	23					諸室整備計画	管理ゾーン・事務室：市の職員専用のスペースの確保は必要でしょうか。	市の職員専用のスペースは不要です。
57	要求水準書(案)	23					諸室整備計画	従事者用給湯室：火葬ゾーンと管理ゾーンが近接する配置の場合、1室として兼用することは可能でしょうか。	運営に問題ないことを前提とし、1室として差支えありません。
58	要求水準書(案)	24	2	5	3)		枢台車や炉内台車を格納できるスペース	枢台車や炉内台車の配置や収納は事業者の運営ノウハウを活かした配置や収納でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
59	要求水準書(案)	24	2	5	3)		休憩・売店コーナー	「売店用店舗スペースの面積等については、売店運営事業者と協議の上、決定すること。」とありますが、提案時は12㎡程度を計画し受注者が設計時に売店運営事業者と協議するということでしょうか。面積や設備が増えた場合は清算の対象と考えてよろしいでしょうか。	売店用店舗スペースですが、倉庫を含む15㎡程度(現状の売店スペースと同等)に要求水準書を修正いたします。詳細は受注者が設計時に売店運営事業者と協議してください。なお、仮設斎場、新斎場共に、現状から売店用店舗スペースの面積や設備の大幅な変更は想定しておりません。また、多少の増加について、市は負担しません。
60	要求水準書(案)	24	2	5	3)		休憩・売店コーナー	「売店用店舗スペースの面積等については、売店運営事業者と協議の上、決定すること」とありますが、協議の時期はいつ頃を想定しているでしょうか。また、提案書類提出後に大幅な変更をすることは難しいかと思いますが、12㎡程度のスペースからの大幅な変更はなく、シンクの位置等の細かい内部レイアウトについて協議を行うということでしょうか。ご教示願います。	協議の時期は契約締結後の設計業務期間中を見込んでおります。その他の質問については、お見込みのとおりです。なお、売店用店舗スペースですが、倉庫を含む15㎡程度(現状の売店スペースと同等)に要求水準書を修正いたします。
61	要求水準書(案)	25	2	5	3)		道路側歩道	「西側道路の歩道を一体的に整備し、現斎場の西門から北門までの区間を通行できるようにすること。」とありますが、公道の歩道と構内道路を一体に整備することでしょうか。西側道路と構内に高低差がありますので、一体に整備すると西側樹木を撤去することになり、近隣へのパフアがなくなります。歩道を一体的に整備について具体的に補足説明をお願いいたします。	西側の歩道とは、斎場の敷地の一部を歩道として道路側に開放している部分を指します。本事業の中で、この歩道を再整備して頂きたいという主旨です。構内道路と一体的に整備することや、樹木の撤去は不要です。
62	要求水準書(案)	25					諸室整備計画	外構ゾーン・駐車場：バイク・自転車駐輪場の必要台数をご教示ください。	バイク・自転車駐輪場は合わせて10台以上は必要と考えます。なお、指定管理開始前についても同等の台数が必要と考えます。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答
63	要求水準書(案)	26	2	5	3)			式場棟 諸室整備内容の一覧	100名程度の式場を2分割した50名の式場2室と、席数50名程度の式場を2分割した20名の式場4室、計6室の同時使用率をお示ください。式場の同時使用の条件により付帯諸室の数、動線計画、面積が大きく異なります。基本計画の平面計画等から類推し式場の同時使用は全6室の内3室程度と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、3室程度の同時使用と思われます。席数50名程度の式場の分割は、同時使用するための分割ではないため、最大で4室の同時使用となります。要求水準書を修正します。席数50名程度の式場の分割は、簡易な間仕切りや衝立により、分割できるようにしてください。同時使用するための分割ではないため、遮音の必要はありません。
64	要求水準書(案)	26	2	5	3)			式場棟 諸室整備内容の一覧	「高齢者に配慮し、椅子を用意すること。」とありますが、高齢者のみならず全員が着席する式場と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	要求水準書(案)	28	2	6	1)	②	ア	火葬炉の寸法	火葬炉の「長さ×幅×高さ(mm)」が記載されておりますが、これは最大枢寸法のこととの理解でよろしいでしょうか。	枢寸法の目安として記載しております。
66	要求水準書(案)	28	2	6	1)	②	ア	遺体重量等	燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版(日本環境斎苑協会)」(要求水準書(案)P9)に記載されている遺体75kg、枢15kg、副葬品10kgを用いて行えばよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
67	要求水準書(案)	28	2	6	1)	②	イ	火葬計画	「交互運転により1炉または2炉が休炉した場合でも対応できる計画とする」とありますが、これは1炉または2炉を休止した場合でも23件/日の火葬に対応できる計画とすることとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
68	要求水準書(案)	29	2	6	1)	③	イ	使用燃料	都市ガスの組成および低位発熱量をご教授ください。	以下、代表値です。 ●組成(vol%) CH ₄ 89.60 C ₂ H ₆ 5.62 C ₃ H ₈ 3.43 C ₄ H ₁₀ 1.35 ●低位発熱量(=真発熱量) 40.63MJ/Nm ³ (9,706kcal/Nm ³)
69	要求水準書(案)	32	2	6	1)	⑤	イ	着工前検査	「事業用地境界において大気、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと」とありますが、大気の測定は現斎場火葬炉の排気筒出口において排ガス基準が設けられている項目について調査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
70	要求水準書(案)	32	2	6	1)	⑤	ウ	竣工時検査	おそらく誤記かと思しますので、「大気、悪臭の検査は、運営開始前2週間以内」に実施することとありますが、運営開始後2週間以内と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。
71	要求水準書(案)	32	2	6	1)	⑤	ウ	竣工時検査	「大気、悪臭の検査は、運営開始前2週間以内」に実施することとありますが、「運営開始後2週間以内」に実火葬での検査を実施ということではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。
72	要求水準書(案)	38	2	6	2)	⑤	ウ	触媒装置	数量は12基とありますが、排気系列に応じた数量としてもよろしいでしょうか。	排気系列に応じた数量として差支えありません。要求水準書を修正します。
73	要求水準書(案)	38	2	6	2)	⑤	ウ	触媒装置	触媒装置を用いることなくダイオキシン類の基準を順守できる場合は、設置しない提案としても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P30に示す排ガス基準を満たすことを前提として、設置しない提案を認めます。
74	要求水準書(案)	38	2	6	3)	⑥	ア	炉前化粧扉	要部材質はステンレスとありますが、機能性、意匠性を満足する場合は他の材質でも良いでしょうか。	差支えありません。要求水準書を修正致します。
75	要求水準書(案)	44	2	7	1)			環境保全・環境負荷低減	要求水準書案にZEB Ready取得とあります。用途は工場ですがBELS取得にあたり各部屋の用途を工場とそれ以外の用途の扱いとするのかの基準をお示ください。提案金額に関係します。	建築物の用途は、原則として、火葬・待合棟が火葬場、式場棟が集会場としますが、最終判断は建築主事によります。ZEB Readyの対象範囲は、建物全ての部分とします。
76	要求水準書(案)	44	2	7	1)			建築付帯設備要件	斎場は、省エネ計算上の建物用途は「工場」になるかと思われませんが、棟は関係なく、どのエリアもしくは部屋がZEB Readyの対象として計画すればよろしいでしょうか。	ZEB Readyの対象範囲は、建物全ての部分とします。
77	要求水準書(案)	44	2	7	1)			環境保全・環境負荷低減	ZEB Ready達成に係る建設費用は、予算ベースで十分に確保されていると考えてよろしいでしょうか。差し支えなければ、予算の目安をご教示願えないでしょうか。	市内における他事例での費用を参考に、予算確保を行っております。
78	要求水準書(案)	47	2	7	2)	⑩		時計表示設備	事務室の親時計の時刻を他の居室の子時計と同期させるという主旨かと認識しますが、全て電波時計を設置することでの対応でも可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
79	要求水準書(案)	52	2	7	3)	⑫		燃料保管設備	「通常の火葬件数」とは2運転/炉・日～3運転/炉・日の範囲内で事業者が設定した標準的な(火葬が集中していない場合)火葬件数との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
80	要求水準書(案)	52	2	8	1)		仮設斎場	「仮設斎場と火葬棟は、可能な限り近接するようにし、バリアフリー及び雨に濡れない通行を考慮」とありますが、柩の移動は霊柩車、会葬者の移動は徒歩と考えて良いでしょうか。	差し支えありませんが、バリアフリー及び雨に濡れない通行を考慮したうえで、提案してください。
81	要求水準書(案)	52	2	8	1)		仮設斎場	防音対策とありますが遮音グレードをお示してください。	遮音グレードについては、要求水準書を修正することでお示します。
82	要求水準書(案)	53	2	8	2)		仮設斎場	第1式場は2分割する必要はないでしょうか。必要な場合は本設と同様の高遮音タイプの稼働間仕切りが必要かどうかもお示してください。	第1式場は、簡易な間仕切りや衝立により、分割できるようにしてください。同時使用するための分割ではないため、遮音の必要はありません。
83	要求水準書(案)	55	3	2	1)	ア	地質調査	追加調査に不陸の原因調査があります。調査後の不陸対策については清算と考えてよろしいでしょうか。	基本計画において、液状化対策についての言及がありますが、敷地内のアスファルト沈下については、東日本大震災前からあり、圧密沈下の可能性もあると考えます。液状化対策を行う必要はなく、沈下部分に対しては、斎場の運営上支障がないように対処していただければと考えます。なお、ご提供する資料から予見の出来ない重大なリスク等が発覚した場合については、別途対応を協議させていただきます。
84	要求水準書(案)	55	3	2	1)	イ	事前調査業務	「Lv.3アスベストの含有は想定しているため、含有に伴うスケジュール変更は認めない」とありますが、自主調査結果において、新たにアスベスト含有があった場合は、スケジュール及び金額の変更交渉は出来るとの認識で宜しいでしょうか。	アスベストレベル3は出てくる可能性がある想定して、スケジュールを設定しております。レベル2及びレベル1が発現された際には変更を認めます。
85	要求水準書(案)	56	3	3	1)	コ	市のカーボンニュートラルへの取り組みの周知	「市のカーボンニュートラルへの取り組みの周知に関する資料の作成に協力」の業務内容について教えてください。業務内容がわからなないと入札金額に反映できません。	作成する資料の内容については、要求水準書を修正することでお示します。
86	要求水準書(案)	56	3	3	1)	コ	基本設計業務	「市のカーボンニュートラルへの取り組みの周知(市川市市制施行90周年記念事業令和6年11月3日予定)に関する資料の作成に協力すること。」と記載がありますが、物を製作する等、特段の費用の発生を見込む必要があるでしょうか。	作成物に係る経費は提案価格に含めてください。
87	要求水準書(案)	57	3	3	2)	ウ	模型	模型の大きさ、材質、ケースの有無について指定がある場合はお教えてください。	指定はありませんが、持ち運びできる大きさとしてください。
88	要求水準書(案)	58	3	3	2)	キ	工事設計書(RIBCデータ)	事業提案における入札金額は各グループが創意工夫のもと工事費を算定しますのでRIBCより単価を入れた工事費と必ずしも一致しません。金額は一致しないがRIBCによる工事設計書を提出すると考えて良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
89	要求水準書(案)	58	3	3	2)	サ	備品リスト、カタログ	備品は事業者が運営に必要と思われる備品(消耗品以外)をリストにすると考えて良いでしょうか。要求水準に市が指定する備品リストがありませんが、事業提案時は備品リストは提出するのでしょうか。	事業者が運営に必要と考える備品をリストにするものとお考えください。なお、提案時には事業者が想定する主な備品リストを提出して頂きます。
90	要求水準書(案)	60	4	1	3)	ケ	実施体制	「提案時に配置を予定した各技術者を選定し、市川市に通知しなければならない。」とありますが、提案時の2月から工事着手まで設計期間を挟んで相当の期間があります。昨今、配置技術者要員がひっ迫していることから、選定・届出の時期を考慮していただきたく要望します。	やむを得ない事情の場合と判断した場合は、提案時に示した配置予定技術者と同等以上の者の選定であれば変更を認めます。
91	要求水準書(案)	65	4	3	ア		備品等調達・設置業務	現斎場から引継ぎを行う霊柩車2台のそれぞれの年式及び走行距離をご教示ください。また霊柩車の更新が必要となった場合は事業者負担との解釈で宜しいでしょうか。	①バン型(アルファード)：初年度登録平成16年12月、走行距離:37,454km(令和5年9月26日現在) ②洋型(レガシー)：初年度登録平成25年2月、走行距離:3,063km(令和5年9月26日現在) 更新が必要となった場合は、事業者の負担とします。
92	要求水準書(案)	65	4	3	ア		備品等調達・設置業務	祭壇4台、霊柩車2台引き継ぐとの記述がありますが、所有権が事業者側に移転するという認識でよろしいでしょうか。その際、引渡時点でのそれぞれの購入時点からの経過日数や取得価格をご教示下さい。(特に霊柩車は買い替えや自動車税・保険料算出などの判断材料になります)	祭壇及び霊柩車については、市から事業者へ無償譲渡します。運営期間中に故障した際には、事業者にて買い替えるものとします。なお、祭壇及び霊柩車が故障した際の処分費や、車両に係る税金については事業者の負担とします。
93	要求水準書(案)	66	4	3	イ		備品の定義	「自動車は備品とは区別」とありますが、維持管理期間中に自動車(霊柩車)の更新が発生した場合も事業者ではなく貴市が更新を行うとの理解でよろしいでしょうか。	霊柩車については、市から事業者へ無償譲渡します。運営期間中に故障した際には、事業者にて更新するものとします。
94	要求水準書(案)	69	5	2			解体設計	要求水準書にて指定のない既存外構物(敷地境界部分の塀や、樹木の支柱など)は、既存利用も可と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
95	要求水準書(案)	69	5	2	1)	ア	工事設計書	解体工事に工事設計書が必要でしょうか。既存斎場の図面が不足する場合は、工事設計書の作成に調査が必要になり、多額な金額がかかり入札金額に反映されます。また地中部分など調査が不可能な部分もあります。設計時の内訳書がない場合は工事設計書を作成することは困難です。	通常の工事と同様に設計図書(設計図、工事設計書等)の作成が必要です。既存の各種図面及び現地調査を基に作成してください。地中部分は、既存の各種図面を参考にしてください。
96	要求水準書(案)	69	5	2	1)	オ	数量等は、現地調査のうえ積算	工事内訳書を作成するための現地調査にはかなりの時間と費用がかかります。また現在使用している施設の場合、利用者に迷惑がかかる可能性があります。天井裏なども調査する必要があります。現斎場の現地調査を行い積算をし数量を出すことは難しいと思います。	受注後の現地調査は、市と調整したうえで、友引等、斎場の運営に支障のない日に行ってください。既存の各種図面等も活用してください。
97	要求水準書(案)	69	5	2	1)	オ	解体設計	数量等は、現地調査の上積算することとありますが、事業費入札時の積算と乖離がある場合、追加対象との理解でよろしいでしょうか。	既存の各種図面と現地に大きな乖離があり、設計変更が必要となる場合には、市が費用を負担するものとします。
98	要求水準書(案)	69	5	3			解体業務	既存棟の杭について、新設棟と干渉しない部分においては、残地してもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
99	要求水準書(案)	72	6	1	2)	ウ	工事監理業務管理技術者など	解釈の違いが出ないよう、工事監理業務管理技術者、現場担当者、監理技術者、現場代理人、工事主任、設計業務管理技術者の用語の定義をお教えください。	工事監理業務管理技術者(工事監理業務): 工事を監理するための技術的な知識や能力、資格を持ち、その業務を管理する技術者。 現場担当者(工事監理業務): 工事監理業務において、工事監理業務管理技術者とともに、具体的な業務を担当する技術者。 監理技術者(建設業務): 工事の品質、進捗、コスト等を確認し、適切に工事が進行するように監督・指導する技術者。 現場代理人(建設業務): 建設工事の現場で主たる責任を持って業務を行う技術者。 工事主任(建設業務): 工事現場において、工事の全体の進行・管理を主任として担当する技術者。 設計業務管理技術者(設計業務): 設計業務を管理するための技術的な知識や能力、資格を持ち、その業務を適切に管理・指導する役割を持つ技術者
100	要求水準書(案)	75	7	1	2)	ク	経年劣化によるリスク	経年劣化によるリスクとはどのような事項を示していますか。具体例を上げてお教えください。	契約不適合責任期間外におけるひび割れ等が一例です。
101	要求水準書(案)	84	7	7	ウ		警備業務	通夜実施中の夜間警備は、機械警備が可能と考えてよろしいでしょうか。	警備方法については事業者の提案に委ねるものとします。
102	要求水準書(案)	86	7	11			エネルギーマネジメント業務	エネルギーマネジメントシステムを導入する、とありますが、システム概要は事業者提案による、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たした上で、事業者の提案に委ねるものとします。
103	要求水準書(案)	88	8	1	2)	サ	基本要件	「自動販売機の増設が必要であると市が判断した場合は、この限りではない。」と記載ありますが、増設をすると言う判断は基本設計段階で行われるとの認識で宜しいでしょうか。	現状では自販機が不足することを想定しておりませんが、運営期間中に自販機の不足等があった場合、新たな自販機の設置を求めることが考えられます。
104	要求水準書(案)	96	8	9	ア		式場関連業務	「式場及び控室、霊安室の使用受付、貸出業務を行うこと」とのことですが、「霊安室」は式場を予約した葬家のみの使用と考えてよろしいでしょうか。霊安室に一般の方の出入りは想定してますでしょうか。	基本的には葬家のみの利用を想定しております。
105	要求水準書(案)	97	7	11			市民葬業務	市民葬業務を担う企業は「運営企業であること、すなわち、構成企業であること」が求められると読み取れますが、業務の特殊性から要件を満たす企業が限定的であると思料します。市民葬業務を担う企業については運営企業から下請企業への再委託で可、との理解でよろしいでしょうか。	再委託は可能です(一括再委託は不可)。
106	要求水準書(案)	97	8	11			市民葬業務	貴市の「市民葬」は、個人の方が業者を使わない葬儀のお手伝いをする業務と認識しますが、現時点での年間想定件数あるいは過去数年間の実績で何件かご教示下さい。(販売する骨壺やドライアイスなどの在庫保持の判断材料になります)	市民葬の件数については以下の通りです。市民葬は減少傾向にあり、直葬が増加傾向にあります。 平成25年度・219件、26年度・207件、27年度・171件、28年度・143件、29年度・115件、30年度・111件 令和元年度・97件、2年度・61件、3年度・67件、4年度・63件
107	要求水準書(案)	97	8	11	2)		市民葬業務	霊柩車で遺体搬送を想定されておりますが、その際の料金徴収はありますか。ある場合、その際の金額をご教示下さい。また、貴市で想定されているオにある「必要な資格」をご教示下さい。	霊柩車の料金は、市川市使用料条例に定められております。必要な資格は、主に運転免許および霊柩運送業許可と考えます。
108	要求水準書(案)	97	8	11	2)	イ	市民葬業務	「遺体の到着後、納棺を行い、霊安室へ安置すること」とありますが、納棺はどこで行うことを想定しておりますでしょうか。	基本的には霊安室で行うことを想定しております。
109	要求水準書(案)	97	8	11	2)	オ	市民葬業務	霊柩車の運行業務を実施するにあたり「貨物自動車運送事業法」に基づく霊柩運送業許可の申請は必要でしょうか。	必要と考えます。
110	要求水準書(案)	98	8	11	4)	イ	市民葬業務	「事業者は棺、骨壺、ドライアイスの仕入れ、補充を行い、利用者が希望する際には、不足なく提供できるよう、管理すること。」とありますが、販売する棺は予備として必要な数量を指示いただけるでしょうか。	棺の仕入数量については、事業者が市民葬の利用状況を想定し、必要数量を仕入れるようにしてください。
111	(資料2)基本計画	33	3	(2)		ア	式場の利用状況	過去5年間に通夜式で式場を利用された、件数及び実施日数を年度毎にご教示ください。	式場利用状況については以下の通りです。 平成30年度 通夜・告別式750件/法事0件/稼働日数302日 令和元年度 通夜・告別式720件/法事0件/稼働日数304日、2年度 通夜・告別式550件/法事0件/稼働日数300日、3年度 通夜・告別式560件/法事0件/稼働日数301日、4年度 通夜・告別式660件/法事0件/稼働日数301日
112	基本契約(案)		6条				共同事業体等の結成	「別紙の特定建設工事共同企業体協定書(以下「建設企業協定書」という。)により共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)を組成するものとし…」とあります。11月の募集要項公開時に別紙1 事業スキーム図(案)に即した各様式(協定書、委任状等)ひな形を提供いただけますでしょうか。	ご提供いたします。
113	その他							昨今の市場変動や経済状況の変化により、材料費や労務費などが高騰しております。弊社におきましてもコスト管理において非常に苦慮しております。このような状況を踏まえ、物価スライド条項の導入は必須と考えております。また、設計期間も変動が生じる可能性があることから、その期間も含めての適用を要望します。	物価スライド条項については、導入を想定しております。工事請負契約の契約日(議決日)を基準日とするため、設計期間についても適用されることとなります。指定管理は、指定管理の指定日を基準日とします。